

(造請－４２)

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業（杉ノ熊山70林班い3小班外1 地拵作業外5）
- 2 事業場所 高知県香美市物部町別府 杉ノ熊山国有林70林班い3小班 外1
- 3 事業量 別紙 事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 令和7年 月 日から
令和7年11月28日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除区分	選択事項		選択事項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 1 5 条
×	前金払	分の 以内	第 3 5 条第 1 項 第 3 5 条第 4 項
×	中間前金払		
○	部分払	2 回以内	第 3 8 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 4 0 条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県香美市物部町大栃1539

分任支出負担行為担当官

高知中部森林管理署長 坂本 伸一郎 印

請負者 住所

氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

記入 番号	作業種	国有林名	林小班	面積 (数量)	単位	樹種・本数			作業仕様	事業期間等
						スギ	ヒノキ	計		
1	新植（地拵）	杉ノ熊山	70い3	8.00	ha				全刈筋置	契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
1	新植（植付）	杉ノ熊山	70い3	8.00	ha	12,000		12,000	1,500本/ha	契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
1	単木保護具 設置	杉ノ熊山	70い3	8.00	ha					契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
1	歩道新設	杉ノ熊山	70い3	2.25	km					契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
1	防護柵設置	杉ノ熊山	70い3	0.20	km				高さ1.8m 支柱利用	契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
2	防護柵設置	杉ノ熊山	70い3	1.10	km				高さ1.8m 立木利用	契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
3	防護柵設置	杉ノ熊山	70い3	0.45	km				高さ2.0m 金属製	契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
4	防護柵設置	杉ノ熊山	70い3	0.25	km				高さ1.0m 支柱利用	契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
5	防護柵設置	杉ノ熊山	70い3	0.35	km				高さ1.0m 立木利用	契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日
1	防護柵点検 ・簡易補修	杉ノ熊山	70い2	1.75	km					契約締結日の翌日～ 令和7年11月28日

1. 本数伐採率は実地調査（収穫調査）の本数伐採率とする。

2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は（本）、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率（％）、下段はha当たりの目安伐採本数（本）である。

特 記 仕 様 書

1. 請負者は、別紙の技術提案については、確実に履行すること。なお、技術等にかかわる提案が履行できなかった場合で、再度事業の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求を行うことがある。
2. 事業完了後における検査の「合否」の判断については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書に基づき適切に実施されており、かつ検査要領に定める基準に適合している場合には「合格」とする。ただし、事業完了後の検査の際の確認において、請負者の責により、技術提案の履行状況が記載内容を満たすものでない場合は、満たさない評価項目ごとに、事業成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。

材 料 仕 様 書

1 この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2 材料の規格及び数量

材 料 名	規 格	数 量	単 位	備 考
スギコンテナ苗	150cc 苗長35cm上 根元径4.0mm上	12,000	本	
コンテナ苗木袋	1枚40本入	300	枚	
単木保護具	詳細は6のとおり	12,000	セット	
鹿防護柵	1.8m 詳細は7のとおり	4	セット	支柱利用
鹿防護柵	1.8m 詳細は8のとおり	22	セット	立木利用
鹿防護フェンス	2.0m 詳細は9のとおり	18	セット	金属製
鹿防護柵	1.0m 詳細は10のとおり	5	セット	支柱利用
鹿防護柵	1.0m 詳細は11のとおり	7	セット	立木利用

3 請負者は、2を購入した時は、遅滞なく納品書を監督職員に提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

4 請負者は、花粉の少ない苗木（特定苗等）が調達可能な場合は優先的に使用すること。

5 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

6 単木保護具は下記を1セットとする。

部 材 名	規 格	数量	単位
① 保護カバー	ポリプロピレン繊維製 長さ 設置仕様書及び定規図を満たす寸法以上	1	枚
② 支柱	設置仕様書及び定規図に適合するもの	1	式
③ 留め具	ネットと支柱を固定する金具等	1	式
④ 杭	適した長さで強度を有するもの	2	本

7 鹿防護柵（1.8m 支柱利用）は下記を1セットとする。

部材名	規格	数量	単位
-----	----	----	----

① ネット	超高分子量ポリエチレン入り 100mm目合 1.8m×50m (400D)/60本以上	1	枚
② 支柱	φ 33*2400mm FRP	15	本
③ 上張りロープ	PEロープ8Φ×55m	1	巻
④ 下張りロープ	PEロープ8Φ×55m	1	巻
⑤ ロープ止支柱キャップ	φ 33mm用	15	個
⑥ アンカー(ネット用)	400mm	30	本
⑦ アンカー(支柱控用)	400mm	16	本
⑧ 支柱控用ロープ	PEロープ6Φ×55m	1	巻
⑨ フック	φ 33～35mm用	15	個
⑩ 結束バンド	100～200mm 100本/袋 耐候性	0.5	袋
⑪ 補修糸	ステンレス線有り φ 2.6mm*55m PE	0.1	巻

8 鹿防護柵 (1.8m 立木利用) は下記を 1 セットとする。

部材名	規格	数量	単位
① ネット	超高分子量ポリエチレン入り 100mm目合 1.8m×50m (400D)/60本以上	1	枚
② 上張りロープ	PEロープ8Φ×55m	1	巻
③ 下張りロープ	PEロープ8Φ×55m	1	巻
④ 立木利用資材	ゴム製ロープ等:立木を傷つけないもの 2.0m 程度 固定具:上記ゴム製ロープ等に適するもの	15	個
⑤ アンカー(ネット用)	400mm	45	本
⑥ 補修糸	ステンレス線有り φ 2.6mm*55m PE	0.1	巻

9 鹿防護フェンス (2.0m 金属製) は下記を 1 セットとする。

部材名	規格	数量	単位
① 上段フェンス	25m巻	1	巻
② 下段フェンス	25m巻	1	巻
③ 支柱	設置後に2000mm程度となるもの	7	本
④ 控え支柱	③に適合するもの	2	本
⑤ ネカセ支柱	④に適合するもの	2	本

⑥ 止金具	③④⑤に適合するもの	43	個
⑦ 控え支柱固定プレート	④に適合するもの	4	枚
⑧ アンカーピン	9Φ×440mm	28	本
⑨ 金網結合コイル	①②に適合するもの	28	個
⑩ 針金	2.6mm	0.25	巻

【参考仕様】 日亜鋼業株式会社 フォレストクロスフェンス STANDARD 同等品以上

1 0 鹿防護柵（1.0m 支柱利用）は下記を1セットとする。

部材名	規格	数量	単位
① ネット	ポリエチレン 100mm目合 1.35m×50m	1	枚
② 支柱	φ 33*1500mm FRP	15	本
③ 上張りロープ	PEロープ6Φ×55m	1	巻
④ 下張りロープ	PEロープ6Φ×55m	1	巻
⑤ ロープ止支柱キャップ	φ 33mm用	15	個
⑥ アンカー（ネット用）	400mm	45	本
⑦ アンカー（支柱控用）	400mm	16	本
⑧ 支柱控用ロープ	PEロープ6Φ×55m	1	巻
⑨ 結束バンド	100～200mm 100本/袋 耐候性	0.5	袋
⑩ 補修糸	ステンレス線有り φ 2.6mm*55m PE	0.1	巻

1 1 鹿防護柵（1.0m 立木利用）は下記を1セットとする。

部材名	規格	数量	単位
① ネット	ポリエチレン 100mm目合 1.35m×50m	1	枚
② 上張りロープ	PEロープ8Φ×55m	1	巻
③ 下張りロープ	PEロープ8Φ×55m	1	巻
④ 立木利用資材	ゴム製ロープ等:立木を傷つけないもの 2.0m 程度 固定具:上記ゴム製ロープ等に適するもの	15	個
⑤ アンカー（ネット用）	400mm プラスチック	45	本
⑥ 補修糸	ステンレス線有り φ 2.6mm*55m PE	0.1	巻

1 2 材料は、この仕様書及び別紙「単木保護具設置仕様書（ネットタイプ）」「鹿防護網設置仕様書及び定規図」に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。

上記 6 ～ 1 1 について、同等品（品質・規格が同等以上）を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査を受けなければならない。

材料に過不足が生じた場合は監督職員と協議することとし、材料の余剰は監督職員に引き渡さなければならない。

1 3 その他

部 材 名	規 格	数量	単位
獣害防止ネット用ファスナー	1.6～2.0m程度	9	個

地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。
 - (1) 筋 置
 - ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅 2.5 m

筋置幅 1.5 m

 - イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。
 - ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。
 - (2) 枝条存置
 - ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。
 - イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。
 - (3) 線 地 拵
 - ア 植筋線の刈払物等は、地上20cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。
(注) 植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。
 - (4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。
 - (5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

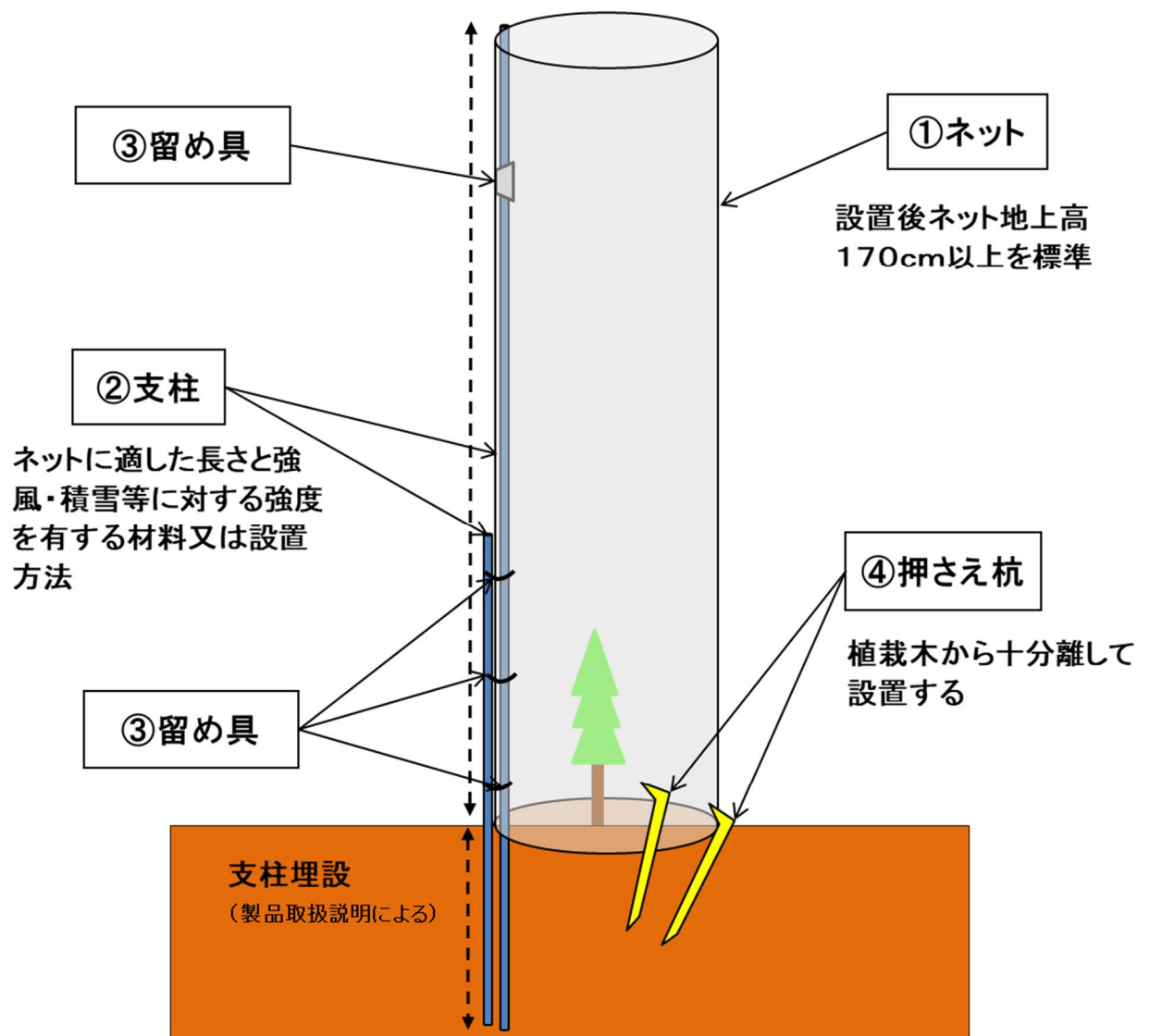
植付作業仕様書（コンテナ苗植栽）

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第 28 条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha当たり 1, 500 本
 - (2) 列間距離 2. 0 m 苗間距離 3. 4 m
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第 1 項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせずに、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

単木保護具設置仕様書及び定規図（ネットタイプ）

1. 現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
2. 支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。
3. ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。
4. 留め具を用いて支柱とネットを固定すること。
5. 材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
6. 設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。
7. この仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。



(造請－ 2 9)

歩道新設作業仕様書

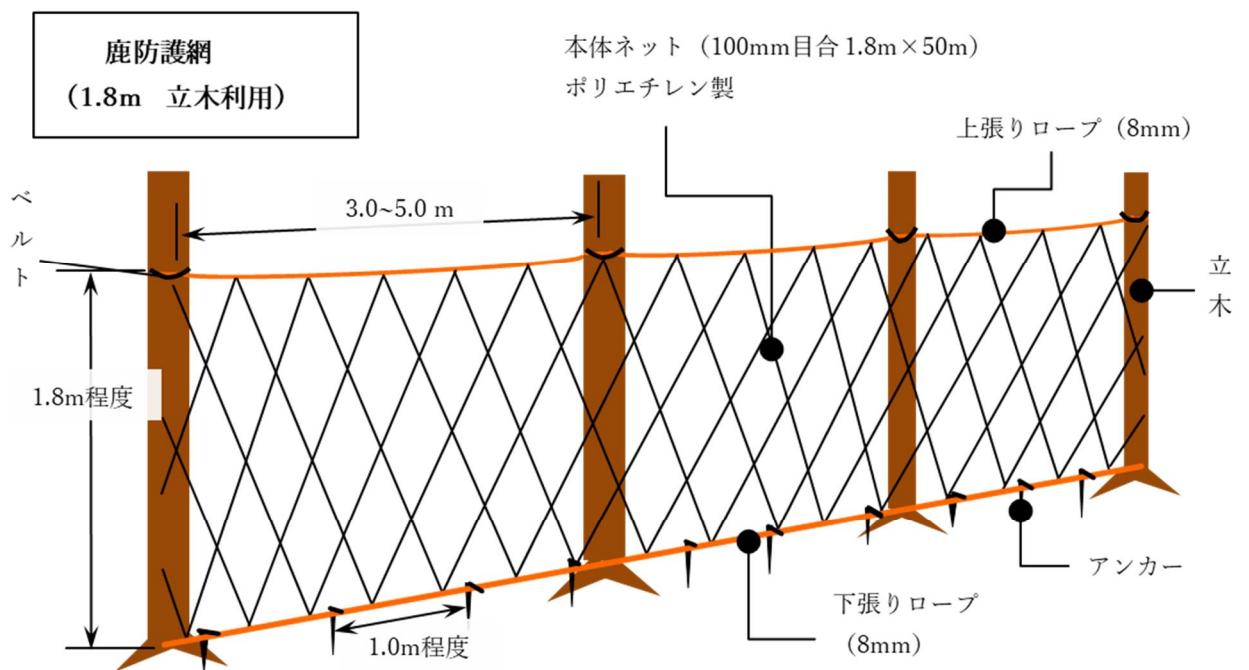
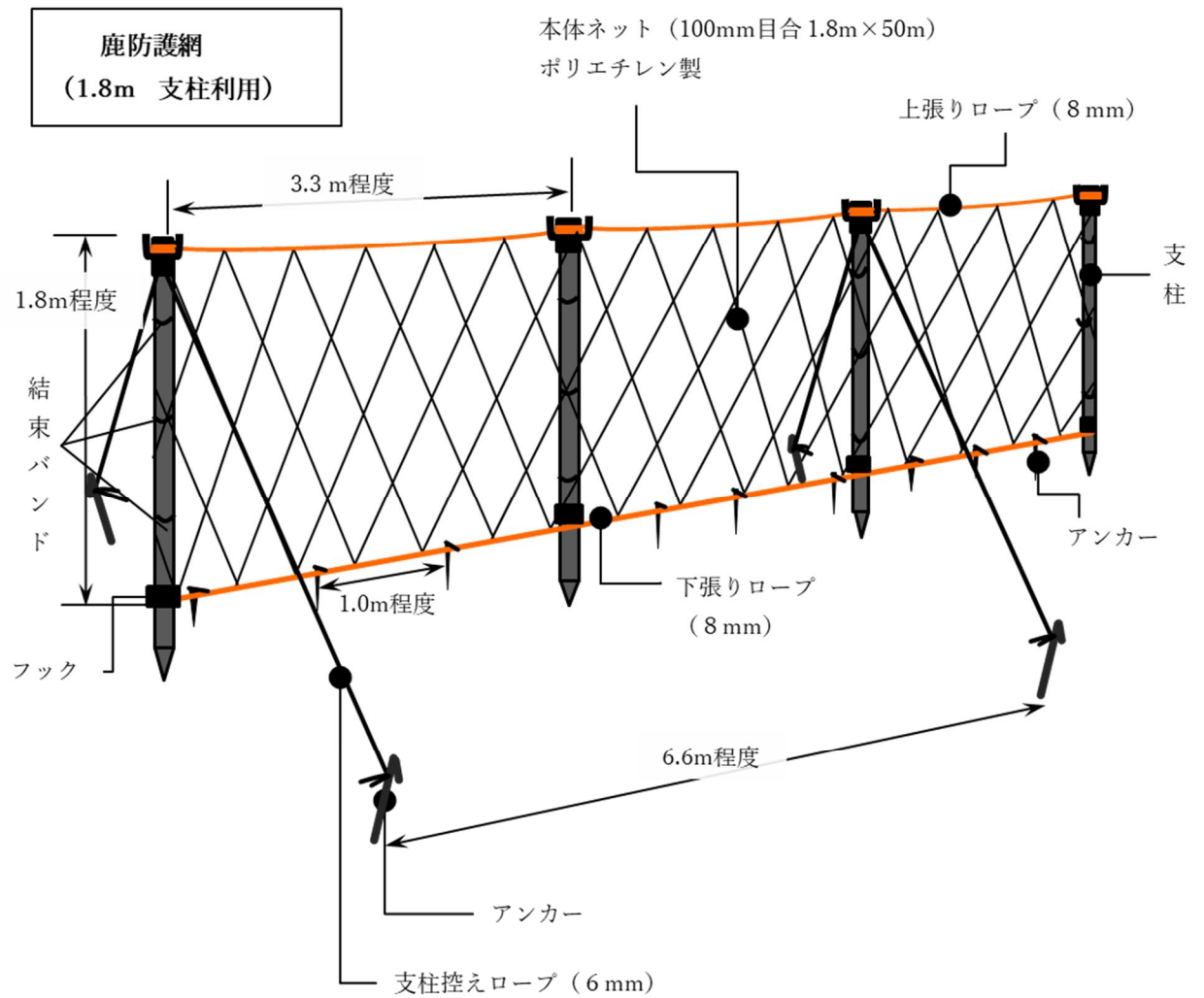
歩道新設作業仕様書については、造林事業請負標準仕様書第 1 3 条及び第 3 5 条によるほか次のとおりとする。

ただし、第 1 3 条に基づく造林事業請負実行管理基準の 5－(2)－(b)－アに掲げる()書き部分「(監督職員の承諾を得た場合は、作成を省略することができる。)」については適用しないものとする。

- 1 作業地は、現地において測量杭等によって標示した箇所について行う。
- 2 測点を中心として幅員 1. 0 m内の雑草木、岩石類を支障とならない箇所に取り除くこと。
- 3 路面幅は 0. 6 mとし、仕上がり路面は、平らになるよう切り土あるいは盛り土を行うこと。
- 4 切り土砂は、林地崩壊等の原因とならないよう処理すること。
- 5 滞水又は流水のおそれのある箇所は、監督職員の指示に従い必要な排水溝を設けること。
- 6 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示によること。

鹿防護柵設置仕様書及び定規図

1. 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
2. 鹿防止ネットは、下記の寸法を基本として設置する。
3. 鹿防止ネット設置箇所は枝条及び下草を取り除くこと。
4. 上張りロープが垂れ下がらないよう設置すること。
5. 支柱と本体ネットは上・中・下3箇所、結束バンドで固定すること。
6. 立木を利用して鹿防止ネットを設置する場合は、その間隔を 3.0～5.0 m程度とし、立木と本体ネットを上1箇所、立木利用資材で固定すること。
7. アンカーは、下張りロープに 1.0 m程度の間隔で設置し、ロープと地面に隙間がでないようしっかり固定すること。
8. 支柱控えロープの固定は、アンカーを使用すること。
9. 歩道と接続する箇所は、監督職員の指示に基づき開閉できる出入口を作製すること。
10. その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。



鹿防護フェンス
(2.0m 金属製)

上段フェンス
950×25m巻

金網結合コイル

止金具

4000

2050

950

1100

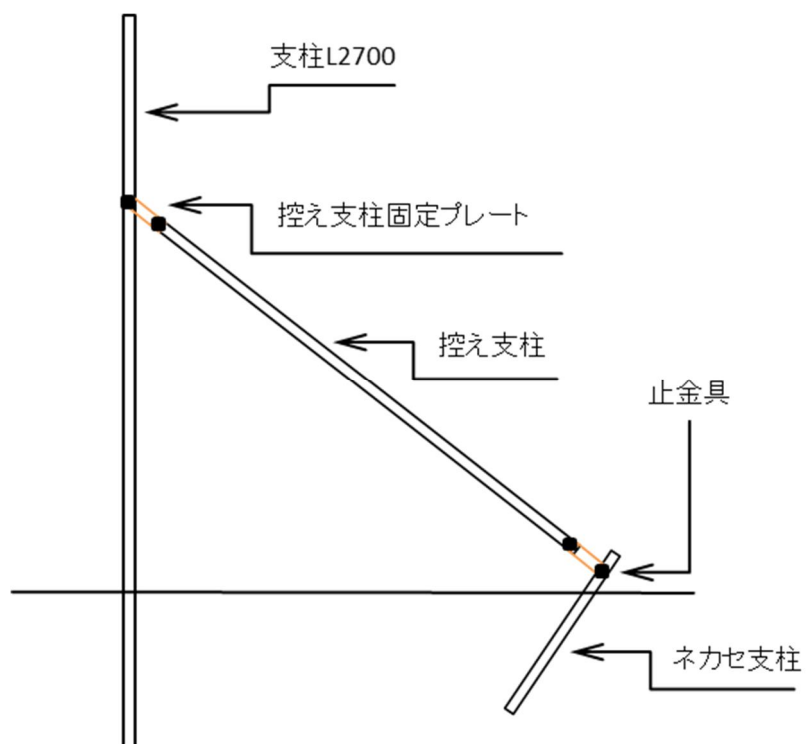
下段フェンス
1100×25m巻

支柱
2700

1.0m程度

アンカーピン
φ9×L440

2700



支柱L2700

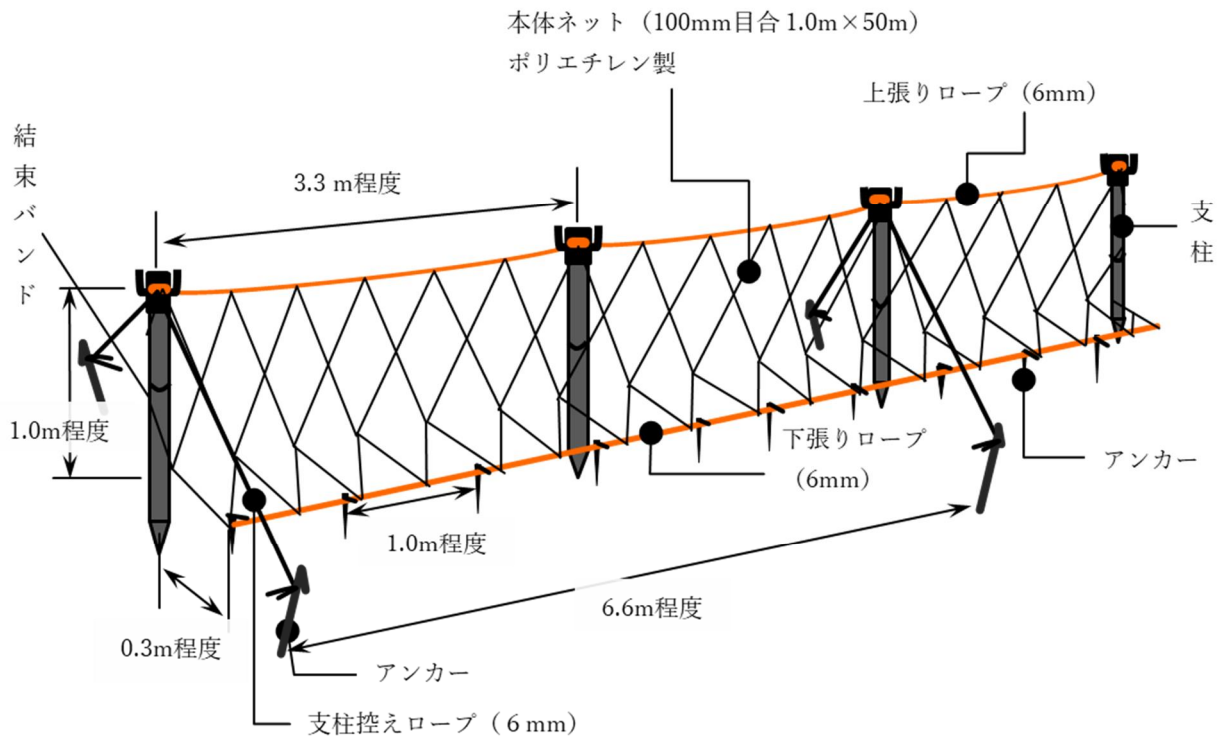
控え支柱固定プレート

控え支柱

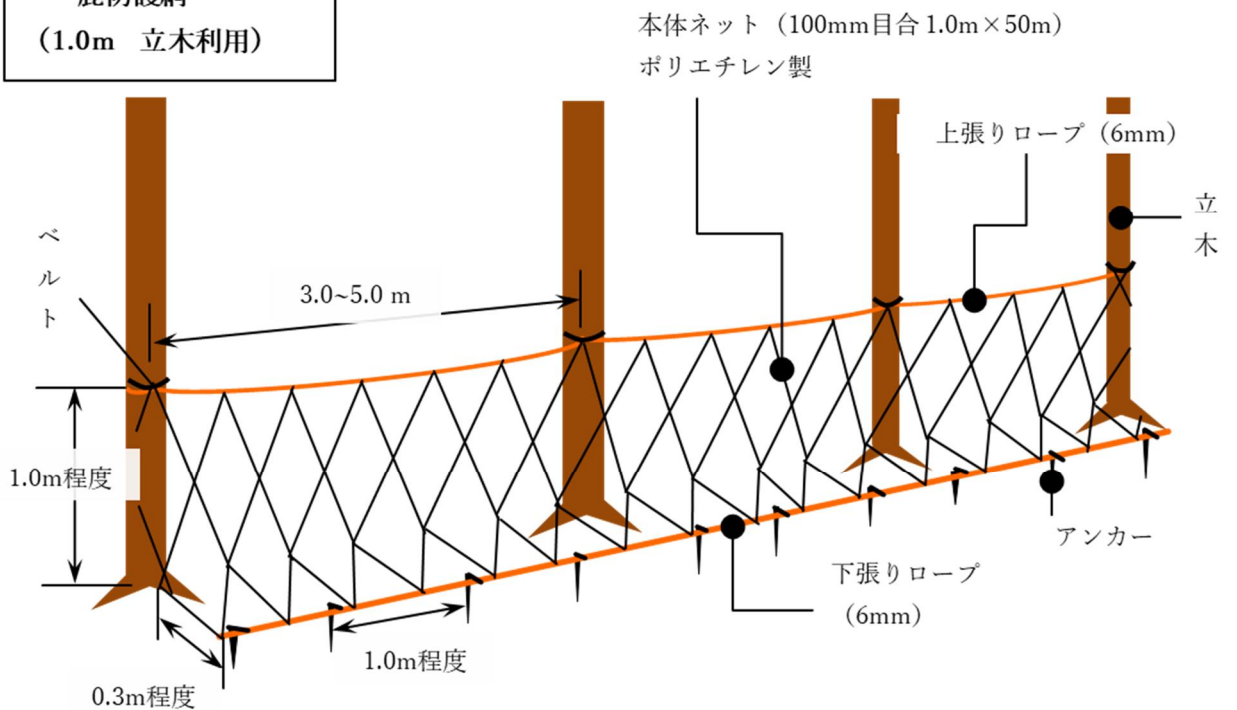
止金具

ネ力セ支柱

鹿防護網
(1.0m 支柱利用)



鹿防護網
(1.0m 立木利用)



防護柵点検・簡易補修仕様書

(作業の定義等)

1. 造林作業時において、既に防護柵（防護ネット）を設置している箇所を請負者が「点検」、「簡易補修」を行うことにより効率的・効果的な獣害対策を図ることを目的とする。

(作業要領)

2. 具体的な報告の内容については、以下のとおりとする。
 - (1) 請負者は、造林作業の区域に隣接している防護柵（全周囲）について、徒歩により巡視点検を行う。
 - (2) 巡視点検により補修が必要な箇所（傾斜した支柱の復元、ロープの張替え及び張り具合の調整、破損箇所の部分補修、アンカー杭の補修等）の簡易な補修。
 - シカ防護柵の支柱、ネット、張りロープ、押さえロープ等の外観をシカ防護柵設置仕様書及び定規図を参考に目視により観察し、異常の有無、損傷の状況等を確認する。
 - (3) 大きな補修箇所（簡易な補修では対応できない破損箇所等）の確認。

なお、補修に係る資材については、発注者が請負者に支給する。

(報告)

3. 報告については、以下のとおりとする。
 - (1) 損傷箇所及び補修箇所等については、様式 1 により報告するとともに、事業図に損傷箇所等を記載したものを様式 1 に添付し、監督職員に造林作業完了時に提出すること。
 - 補修箇所は実施した補修内容及び補修前・後の写真を撮影し添付すること。
 - (2) 異常がない場合についても、その旨を記載し、様式 1 により監督職員に提出すること

(その他)

4. 造林作業時に防護柵を損傷させた場合には、請負者が同等品程度の部材で補修する。

防護柵点検・補修表

国有林名	林小班	点検実施日	点検者
		点検実施日	点検者

全周	延長 (m)
----	--------

補修箇所			大きな補修箇所	
実施箇所	破損原因	補修内容	実施箇所	破損原因
①			❶	

- 【記載方法等】
1. 破損原因、補修内容については、以下により記載すること。
- 破損原因

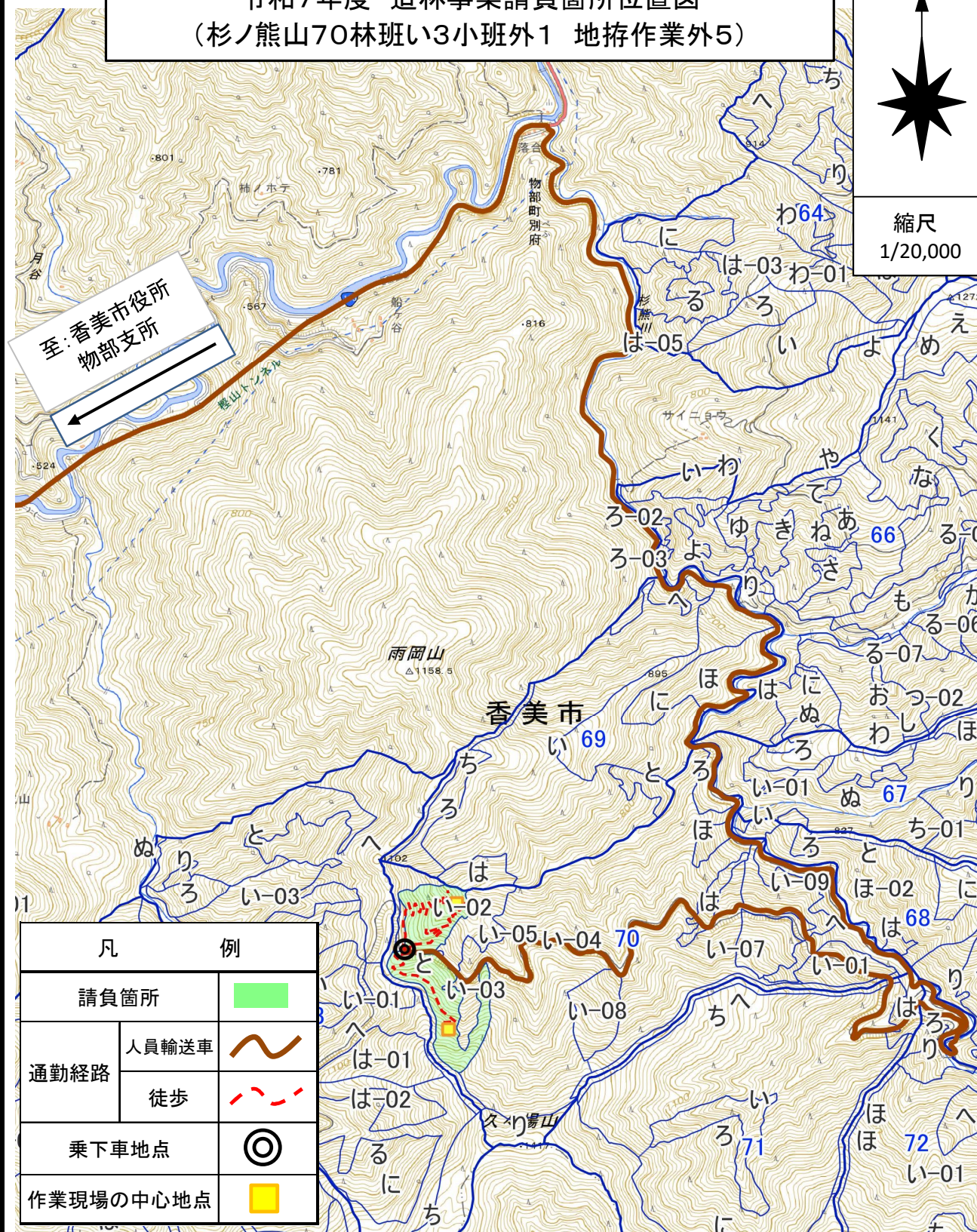
破れ
穴あき
シカ絡まり
支柱倒れ
支柱折れ
ロープ切れ
その他（具体的に）
- 補修内容

補修
交換
その他（具体的に）
2. 破損原因が複数の場合は、主の原因を記載する。
3. 「①」は補修箇所、「❶」は大きな破損箇所。

令和7年度 造林事業請負箇所位置図
(杉ノ熊山70林班い3小班外1 地拵作業外5)



縮尺
1/20,000



凡 例	
請負箇所	
通勤経路	人員輸送車
	徒歩
乗下車地点	
作業現場の中心地点	

記 番	林小班	作業種	起点	距離(片道:km)					時間計 (分)	備考
				舗装路 (二車線以上)	舗装路 (二車線未満)	未舗装	徒歩	距離計		
1	70い3	新植(地拵) 新植(植付) 単木保護具設置 歩道新設 防護柵設置	香美市 物部支所	20.9	2.8	7.9	0.7	32.3	63	
1	70い2	防護柵点検 ・簡易補修	香美市 物部支所	20.9	2.8	7.9	0.9	32.5	66	

